与論上欄にDME同じ	N27°03′ E128°24′ 鹿児島県大島郡与論町	1,146	1.5な	しＹＲＥ	８時30分から18時30分まで	平成５年３月４日（令和７年10月２日から令和８年４月15日まで供用休止）	与論ＶＯＲとＲ／ＤＭＥと組合せＶＯＲ（10月１日から３月31日までの間は、８時30分から17時30分まで）
（略）							

附　則

この告示は、令和七年十月二日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十六号

佐賀空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　佐賀県　佐賀県佐賀市城内一丁目一番五十九号

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　佐賀空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　佐賀空港内及びその周辺　佐賀県佐賀市

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	発光ダイオード、航空白と航空緑の閃光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万七千カンデラ、航空緑実効光度六千八百カンデラ	北緯三十三度九分十九秒、東経百三十度十七分五十二秒
（略）			
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の東南東約千四百六十メートルの位置及び南西約五百六十メートルの位置
（略）			

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二十九万カンデラ、航空緑実効光度五万カンデラ	北緯三十三度九分十八秒、東経百三十度十八分六秒
（略）			
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の南東約千百七十メートルの位置及び西南西約八百五十メートルの位置
（略）			

附　則

この告示は、令和七年十月二日から施行する。